

令和 5 年 3 月 24 日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 務 部 長

個人情報ファイル簿の作成及び公表について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する個人情報ファイル簿の作成及び公表については、下記のとおりとし、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 個人情報ファイル簿の作成及び公表

(1) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

ア 法第75条に規定する個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する事務を行うため、三重県警察における個人情報等の管理に関する訓令（令和5年三重県警察本部訓令第7号。以下「訓令」という。）第5条第1項に規定する個人情報等管理者（以下「個人情報等管理者」という。）は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに別記様式1により、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第6項に掲げる事項を、訓令第4条第1項に規定する副総括個人情報等管理者（以下「副総括個人情報等管理者」という。）に通知するものとする。

また、当該個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第110条各号に掲げる事項も併せて通知するものとする。ただし、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しない個人情報ファイルについては、この限りでない。

イ アの通知を受けた副総括個人情報等管理者は、個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

(2) 通知事項の変更等

個人情報等管理者は、(1)アにより通知した事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式2により、個人情報ファイルの名称、行政機関等の名称、変更の予定年月日、変更事項及びその内容を副総括個人情報等管理者に通知するもの

とする。

また、個人情報ファイルに記録される保有個人情報を用いて行政機関等匿名加工情報を作成したときは、直ちに別記様式 2 により、法第117条各号に掲げる事項を副総括個人情報等管理者に通知するものとする。

2 個人情報ファイルの保有をやめたとき等に関する内部手続

個人情報等管理者は、1 の通知に係る個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は当該個人情報ファイルが法第74条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく副総括個人情報等管理者にその旨を通知するものとする。

3 その他

(1) 別記様式の記載要領

別記様式 1 又は別記様式 2 を記載するに当たっては、各記載要領を参考とすること。

(2) 細目的事項の委任

個人情報ファイル簿の作成及び公表に必要な細目的事項は、副総括個人情報等管理者が定める。